

滋賀県子育て世帯空き家リノベーション事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子育て世帯に対して空き家バンクを通じた既存住宅の取得を支援することにより、子育て世帯の定住による地域コミュニティの活性化および既存住宅の流通促進を図るため、滋賀県子育て世帯空き家リノベーション事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付について定めるものであり、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則(昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 県内に存する住宅のうち、現に使用されていないものをいう。
- (2) 空き家バンク 空き家の流通に関し、次の業務を行うための仕組みとして市町が特定するものをいう。ただし、当分の間は、②から⑤までに掲げる業務を行わないものも含む。
 - ① 所有者の申込みに基づき、売却、賃貸等を希望する空き家に係る情報を当該空き家の取得等を希望する者に紹介すること
 - ② 不動産業者の媒介による契約の締結
 - ③ ①に係る所有者の申込みの拡大のための情報提供、勧奨等
 - ④ ①に係る空き家が存する地域と空き家の取得等を希望する者との間での、取得等に先立つ調整
 - ⑤ 空き家に関する各種団体が必要に応じて連携して行う、流通に向けたサービスの提供
- (3) 子育て世帯 補助金の交付申請日の属する年度の末日において、義務教育終了前の子がいる世帯をいう。
- (4) 耐震基準 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第17条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定める基準をいう。

(補助事業)

第3条 県は、次条に定める補助対象事業を実施する市町(以下「補助対象市町」という。)に対し、当該事業に要する費用の一部を予算の範囲内において補助する。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれも満たす改修に要する費用（他の補助制度（空き家対策総合支援事業を除く。）において補助対象となった経費を除く。以下「補助対象改修費」という。）について、市町が当該改修を行った者（以下「補助対象者」という。）に補助を行う事業とする。

- (1) 改修の内容が①から③までのいずれも満たすものであること。
 - ① 補助対象者が行ったものであること。
 - ② 補助対象者が補助金の交付申請を行った年度内に完了するものであること。
 - ③ 居住の用に供する建築物（居室を有する建築物に限る。）に係るもの（併用住宅にあっては、居住の用に供する部分に係るものに限る。）であること（第11条第1項に基づく実績報告の時点において該当することとなるものを含む。）。
- (2) 補助対象者または補助対象者が含まれる世帯を構成する者（以下「世帯員」という。）が①から④までのいずれも満たすものであること。
 - ① 補助対象者が子育て世帯を構成する者であること。
 - ② 空き家の存する地域における自治会活動等に理解があること。
 - ③ 補助の対象となる空き家に、世帯員（世帯員に変動があった場合を含む。以下同じ。）が10年以上居住する見込みであること。
 - ④ 世帯員が、補助対象事業において複数の給付の対象とならないものであること。
- (3) 改修の対象となる空き家が①から④までのいずれも満たすものであること。
 - ① 市町が空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第6条に規定する空家等対策計画を定めた地域内にあること。
 - ② 市町が特定する空き家バンクを通じて世帯員が所有権の全部を取得したものであること。
 - ③ 補助対象事業において複数の給付の対象とならないものであること。
 - ④ 昭和56年6月1日以降に着工したものまたは第11条第1項に基づく実績報告の時点において耐震基準に適合しているものであること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、一の世帯に係る申請につき補助対象事業に要する経費または補助対象改修費に補助対象市町が定める補助率もしくは3分の2のい

ずれか低い率を乗じて得た額のいずれか少ない額の2分の1に相当する額（500,000円を超える場合にあっては、500,000円。）とする。

- 2 次条により交付を申請する補助金の額または第9条に基づく変更の申請もしくは第11条第1項に基づく実績報告に係る額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第6条 補助対象市町の長は、補助金の交付を受けようとするときは、滋賀県子育て世帯空き家リノベーション事業費補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出するものとする。

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 収支予算書（別紙1）
- (3) 市町補助要綱

（交付の条件）

第7条 規則第5条第1項に規定する条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事にその旨を報告して、その指示を受けなければならない。
- (2) 事業に係る収入および支出についての証拠書類を事業完了後10年間保存しておかなければならない。

（交付の取下げ）

第8条 規則第7条第1項に規定する補助金の交付の申請を取り下げることのできる期日は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内とする。

- 2 交付申請の取下げは、交付申請を取り下げる旨を記載した書面を、前項の期間内に知事に提出して行わなければならない。

（交付決定額の変更申請）

第9条 補助対象市町の長は、補助対象事業の内容の変更に伴って交付決定を受けた補助金の額の変更を申請しようとする場合は、滋賀県子育て世帯空き家リノベーション事業費補助金交付決定額変更申請書（別記様式第2号）に変更事業計画書・変更収支予算書（別紙1）を添えて知事に提出するものとする。

(補助事業の中止または廃止)

第10条 補助対象市町の長は、補助対象事業を中止し、または廃止しようとする場合は、滋賀県子育て世帯空き家リノベーション事業費補助金事業中止(廃止)申請書(別記様式第3号)を知事に提出するものとする。

(事業の実績報告)

第11条 補助対象市町の長は、補助対象事業が完了したときは、滋賀県子育て世帯空き家リノベーション事業費補助金事業実績報告書(別記様式第4号)に次に掲げる書類を添付して、知事に提出するものとする。

(1) 事業実績書(別紙2)

(2) 収支決算書(別紙2)

2 前項の規定による実績報告の期限は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日または翌年度の4月10日のいずれか早い期日までとする。

(補助金の額の確定等)

第12条 知事は、前条第1項の規定による実績報告があったときは、補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合するものであるかどうか審査し、適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、補助対象市町の長に通知するものとする。

2 前項の額の確定の通知を受けた補助対象市町の長は、補助金の交付を受けようとするときは、滋賀県子育て世帯空き家リノベーション事業費補助金交付請求書(別記様式第5号)により知事に補助金の交付を請求しなければならない。

3 知事は、前項の請求に基づき、補助対象市町に補助金を交付するものとする。

(その他)

第13条 第6条および第8条から前条までの規定による手続は、補助対象事業の一部に係る補助金の交付について行うことができる。

第14条 この要綱に係る手続の標準事務処理期間は、次のとおりとする。

(1) 規則第4条第1項の規定による補助金の交付の決定は、第6条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(2) 知事は、第9条の規定による補助金の額の変更の申請があったときは、申請があった日から起算して14日以内に変更交付決定を行うものとする。

(3) 第12条第1項の規定による額の確定は、第11条第1項の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

別記様式第1号（第6条関係）

第 号
平成 年 月 日

滋賀県知事

市町長 印

平成 年度滋賀県子育て世帯空き家リノベーション事業費補助金
交付申請書

このことについて、滋賀県子育て世帯空き家リノベーション事業費補助金を
交付されるよう、滋賀県子育て世帯空き家リノベーション事業費補助金交付要
綱第6条の規定により、次の関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

(1) 事業計画書（別紙1）

(2) 収支予算書（別紙1）

(3) 市町補助要綱

別記様式第2号（第9条関係）

第 号
平成 年 月 日

滋賀県知事

市町長 印

平成 年度滋賀県子育て世帯空き家リノベーション事業費補助金
交付決定額変更申請書

平成 年 月 日付け滋住第 号で補助金の交付決定のありました事業計画について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

1 補助金交付変更額

交付決定額	金	円
変更交付申請額	金	円
差引増減額	金	円

2 計画変更の理由

3 添付書類

変更事業計画書・変更収支予算書（別紙1）

別記様式第3号（第10条関係）

第 号
平成 年 月 日

滋賀県知事

市町長 印

平成 年度滋賀県子育て世帯空き家リノベーション事業費補助金
事業中止（廃止）申請書

平成 年 月 日付け滋住第 号で補助金の交付決定のありました事業については、下記の理由により事業を中止（廃止）したいので申請します。

記

- | | | | |
|---|-------------|---|---|
| 1 | 補助金交付申請額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 3 | 事業中止（廃止）の理由 | | |

4 中止する期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

- (注) 1 不要文字は二重線で抹消すること。
2 該当しない項目については記入する必要はない。

別記様式第4号（第11条関係）

第 号
平成 年 月 日

滋賀県知事

市町長 印

平成 年度滋賀県子育て世帯空き家リノベーション事業費補助金
事業実績報告書

平成 年 月 日付け滋住第 号で補助金の交付決定のありました滋賀県子育て世帯空き家リノベーション事業費補助金について、滋賀県子育て世帯空き家リノベーション事業費補助金交付要綱第11条第1項の規定により、その実績を下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|-----------|-------|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金精算額 | 金 | 円 |
| 3 | 添付書類 | | |
| | (1) 事業実績書 | (別紙2) | |
| | (2) 収支決算書 | (別紙2) | |

別記様式第5号（第12条関係）

第 号
平成 年 月 日

滋賀県知事

市町長 印

平成 年度滋賀県子育て世帯空き家リノベーション事業費補助金
交付請求書

平成 年 月 日付け滋住第 号で補助金の交付決定の通知を受けた滋賀県子育て世帯空き家リノベーション事業費補助金の交付について、下記のとおり請求します。

記

1 請求額	金	円
交付決定額	金	円
既交付済額	金	円
精算額	金	円

別紙1

事業計画書(変更事業計画書)

1 交付申請額の内訳

(単位:円)

申請者	補助対象事業に要する経費 A	補助対象改修費 B	市町が定める補助率 または2/3のいずれか低い率 C	B×C D	AまたはDのいずれか少ない額 E	補助率 F	E×F G	補助申請額 H	備考
						1/2			
						1/2			
						1/2			
補助額合計	()	()	()	()	()	1/2	()	()	

※1 Gは、一件あたり500千円を上限とする。

※2 変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に()書きで記載し、変更後の計画を下段に記載すること。

※3 補助申請額の合計に1,000円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

2 完了予定日 平成 年 月 日

収支予算書(変更収支予算書)

収入予算

(単位:千円)

費目	予算額(A)	収入額(B)	増減 B-A	摘要
県補助金	()	()	0	
一般財源	()	()	0	
国庫補助金	()	()	0	

支出予算

(単位:千円)

費目	予算額(A)	支出額(B)	増減 B-A	摘要
款項目	()	()	0	

※1 本表は、当該申請事業にかかる予算のみを抜粋して記入すること。

※2 変更収支予算書の場合は、変更前の金額を上段に()書きで記載し、変更後の金額を下段に記載すること。

事業実績書

1 精算額の内訳

(単位:円)

申請者 住所・氏名	補助対象事業 に 要した経費 A	補助対象改修費 B	市町が定める補 助率または2/3 のいずれか低い 率 C	B×C D	AまたはDの いずれか 少ない額 E	補助率 F	E×F G	県交付決 定額 H	県支払済 額 I	差引 H-I J	備考
						1/2					
						1/2					
						1/2					
						1/2					
						1/2					
						1/2					
						1/2					
						1/2					
補助額合計						1/2					

※1 Gは、一件あたり500千円を上限とする。

収支決算書

収入決算 (単位:千円)

費目	予算額(A)	収入額(B)	増減 B-A	摘要
県補助金				
一般財源				
国庫補助金				

支出決算 (単位:千円)

費目	予算額(A)	支出額(B)	増減 B-A	摘要

※1 本表は、当該申請事業にかかる決算のみを抜粋して記入すること。